議案第19号

琴浦町公民館条例の一部改正について

別紙のとおり、琴浦町公民館条例の一部を改正することについて、地方 自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会 の議決を求める。

平成31年3月5日 提出 琴浦町長 小松弘明

平成31年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

平成31年琴浦町条例第 号

琴浦町公民館条例の一部を改正する条例

琴浦町公民館条例(平成17年琴浦町条例第28号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線 で示すように改正する。

改正後	改正前
(任期)	(任期)
第5条 非常勤の公民館長の任期は、 <u>1年</u>	第5条 非常勤の公民館長の任期は、 <u>3年</u>
とし、非常勤の補欠館長の任期は、前任	とし、非常勤の補欠館長の任期は、前任
者の残任期間とする。	者の残任期間とする。

附則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。